

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務 Q&A (2021 年 10 月 22 日現在)

◆就業期間について

7 月 29 日修正・8 月 6 日修正

7 月 28 日に要件の就業期間が「7 月末まで」から「11 月までの期間中」へと延長されたが、「11 月までの期間中」とは具体的にいつまでか。

- 11 月末日が属する週の土曜日までが、11 月までの期間中となる。(12 月 4 日)
※以下、「11 月までの期間中」は 12 月 4 日と記載

6 月 4 日掲載・7 月 29 日修正

何日以上ワクチン接種業務に従事しないと対象とならないなどの縛りはあるか。

- 何日以上勤務したなどの縛りはなく、5 月 21 日以降、12 月 4 日までに新たにワクチン接種業務に雇用された方が対象となる。

6 月 4 日掲載・7 月 29 日修正・8 月 6 日修正

既にワクチン接種業務に従事している場合、対象となるか。

- 5 月 21 日以降、12 月 4 日までに新たにワクチン接種業務に雇用（契約が開始）された方が対象となる。
- なお、既にワクチン接種業務に従事している場合においても、他の支給要件を満たした上で期間内に新たに雇用され、ワクチン接種業務に従事した場合は対象となる。
※ 既に業務に従事していても、期間内に別の施設等に新たに雇用され、重複してワクチン接種業務に従事した場合も対象。

6 月 15 日追加・8 月 6 日修正

ワクチン接種業務を行う施設への採用日（雇用契約の開始）が 5 月 20 日以前で、実際にワクチン接種業務に従事を開始した日が 5 月 21 日以降となった場合、対象となるか。

- 対象となる。

6月28日追加・8月6日修正

5月21日以降、12月4日までに新たにワクチン接種業務に雇用された方を就業準備金の支給対象としているが、「5月21日以降」の方を対象としている根拠は何か。

- ワクチン接種の完了を目指して、5月21日に事業を実施することを決定したため。
- なお、既にワクチン接種業務に従事している場合においても、他の支給要件を満たした上で期間内に新たに雇用され、ワクチン接種業務に従事した場合は対象となる。
※ 既に業務に従事していても、期間内に別の施設等に新たに雇用され、重複してワクチン接種業務に従事した場合も対象。

◆求職・雇用形態、業務内容について

6月4日掲載

ナースセンターで就業あっせんした場合のみが対象となるのか。

- ナースセンター以外（ハローワークや有料職業紹介）による就業あっせんや、直接申し込みにより雇用された場合も対象となる。
- ただし、ナースセンターにワクチン接種業務への就業希望者としてeナースセンターに登録し、必要なワクチン接種研修を受講した場合に限る。

6月4日掲載

自治体の都合により、謝金対応で業務に従事する場合、対象となるか。

- 勤務場所、日時、本人への待遇等が定められ、接種を行う施設における指揮命令の下で従事する者であれば対象となる。
- ただし、就業先から発行された就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等）についての文書、メール等が必要となる。

6月4日掲載・7月29日修正・8月6日修正

週3回パートで働いている方などが、新たにワクチン接種業務に従事した場合は対象となるのか。

- 既にパート等で就業していても、5月21日以降、12月4日までに新たにワクチン接種業務に雇用され、従事した場合は対象となる。

6月4日掲載

ワクチン接種業務に従事すれば、集団接種会場ではない医療機関での接種業務も対象となるか。

- 対象となる。

6月4日掲載・8月6日修正

対象となるのは「打ち手」として就業した場合に限るのか。

- 業務内容については限定していない。(ワクチン接種関連の経過観察・問診・薬液充填等でも可)

6月15日追加

職域接種は対象となるか。

- 差し支えない。

8月6日追加

勤務する病院や診療所等から依頼を受け、集団接種会場や連携する在宅施設にワクチン接種を行った場合は、対象となるのか。

- ワクチン接種業務の依頼元(集団接種会場や在宅施設等)と自身が所属する施設(勤務する病院や診療所等)が委託契約を締結し、所属する施設の命令に基づきワクチン接種に従事する場合は、対象外である。(従事者とワクチン接種業務の依頼元は、新たな雇用契約を締結していないため)
- 現に看護職に就いている者が、兼業・副業として、要件の期間中に、新たにワクチン接種施設と雇用契約を締結し、ワクチン接種業務に従事した場合は、要件を満たす。

8月6日追加

「ワクチン接種研修」とはどのようなものを指しているのか。

- 都道府県看護協会・ナースセンターが実施またはそれと同等と認める研修(知識学習・実技演習を含む)が該当する。
- ただし、就業希望者の学習等の状況により、その一部または全部を免除することが可能。

6月15日追加・8月6日修正

研修の一部または全部が免除となるのはどのような場合か。

- 現在、医療現場で就業している者は知識レベルの学習について免除可能（実技演習は受講が必要）である。
- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施した経験がある者は、2回目のコロナワクチン接種業務に就業（新たに雇用契約を締結し、従事）した際に、全ての研修（知識レベルの学習と実技演習）の免除が可能である。

6月28日追加

求職登録を行った都道府県ナースセンター以外の都道府県で実施している研修を受講した場合は、対象になるのか。

- 対象になる。

◆申請書について

6月4日掲載

取得資格を記載する意図は。

- 必要な場合に看護職としての確認を行うためのものである。

6月15日追加・8月6日修正

すでにナースセンターへの求職登録を行っているが、就業準備金の申請書はどこから、いつ頃入手できるのか。

- 申請書は求職登録を行った都道府県ナースセンターで、就業準備金の支給要件を満たしていることの確認が取れた場合、発行を受けることができる。
- 8月より、都道府県ナースセンターの準備が整い次第、申請書の発行を開始する。
- 申請書の送付先についても、申請書発行と同時にお知らせする。

6月15日追加・9月2日修正

就業準備金の申請時に添付する「就業条件がわかる文書・メール等」とは、具体的にはどのようなものか。

- 雇用先の施設から発行される「労働条件通知書」や、それに類する就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等）の文書・メール等が該当する。
- 1つの書類のみで就業条件を示せない場合は、例えば、従事した期間については勤務表（シフト表）で示すなど、複数の文書等を組み合わせて添付しても良い。

9月2日追加

勤務する病院や診療所等からの情報提供に基づき、所属する施設の業務上の命令ではなく、自身の自発的な意思により、集団接種会場や連携する在宅施設にワクチン接種を行ったが、就業条件等は勤務先に連絡があったのみで、接種業務の依頼者から自身に「就業条件がわかる文書・メール等」が交付されていない。申請時に添付する書類はどうしたらよいか。

- 接種業務の依頼者から自身に「就業条件がわかる文書・メール等」が交付されていない場合、代わりに勤務先病院の管理者（病院長、看護部長等）が本人に「下記①②の内容を含む文書、メール等」（下記に文例を示す）を交付していれば、それを申請時に添付する書類として良い。
- ① 当該ワクチン接種業務の依頼者、従事場所、期間、業務内容（ワクチン接種業務）
- ② 当該ワクチン接種業務は、勤務先施設による業務命令として従事させたものではないこと

2021年●月●日

●●病棟
●● ●● 様

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務への従事について

当院より貴殿に依頼した新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務への従事について、下記について証明します。

依頼者：●●市

従事場所：●●市●●接種センター

期間：6月15日～8月31日

※勤務日は上記期間の中で個別に調整して連絡

業務内容：ワクチン接種、問診、接種後の経過確認、急変時の対応等

上記新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務は、●●市が貴殿に依頼して従事する者で、当院における業務上の命令ではありません。

●●●●病院
看護部長 ●● ●●

9 月 2 日追加

「就業条件がわかる文書・メール等」では、実際にワクチン接種業務に従事を開始した日が 5 月 21 日以降であるかが明確にならない場合、申請時に添付する書類はどうしたらよいか。

- 勤務表（シフト表）ほか、複数の文書等を組み合わせて、添付して申請して差し支えない。
- なお、提出された書類から、要件を満たすかが明確でない場合、事務局から問い合わせを行う。

10 月 22 日追加

申請書を送付したが、内容の確認や振り込みについて事務局から連絡があるのか。

- 申請書・添付書類からは要件を満たすか明確でない場合（書類に不備がある場合を含む）、下記事務局から不足した情報を確認する為の問い合わせを行う。
- 給付対象外と判定された場合も、下記事務局からその旨を連絡する。

事務局

名称：厚生労働省補助金事業「就業準備金給付受付」事務局

連絡手段：電話（「050-」から始まる電話番号）もしくは

E メール（「@v-syugyojunbikin.jp」で終わるアドレス）

（※）事務局の電話番号及び E メールアドレスは非公開

- なお、申請書受理、振込時期、振込完了等の連絡は行っていない。（書類の不備がなければ、特に連絡等は行わず、申請してから約 2 か月程度で指定の口座に振り込む）

6 月 15 日追加・10 月 22 日修正

就業準備金はいつごろに振り込まれるのか。

- 申請から振り込みまでは約 2 か月程度を見込んでいる。
- 申請書の不備により個人へ問い合わせがあった場合は、更に振込まで時間を要するため、2 か月以上かかることがある。

◆その他

6 月 4 日掲載

就業準備金は非課税扱いとなるか。

- 就業準備金については、給与のように対価性がなく、一時に支給されるため一時所得として課税となる。
- ただし一時所得については、所得金額の計算上、50 万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が 50 万円を超えない限り、課税対象にはならない。

6 月 4 日掲載

就業準備金を受け取ることで、税金、社会保険等における扶養範囲の認定に影響があるか。

- 影響はなし。被扶養者要件（いわゆる 130 万円）は、「恒常的な収入」について判断するものであり、1 回限りの支給は、その「収入」には当たらない。